

## 学校施設環境改善交付金（H23～）

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

### ★ 事業主体

市町

### ★ 事業の目的および概要

公立小中学校等建物の改築や改修、および運動場の整備に要する経費の一部を国が交付し、教育環境の改善を図ることを目的とする。

### ★ 対象事業等

- 1 危険建物および不適格建物の改築事業
- 2 長寿命化改良事業
- 3 地震防災対策事業
- 4 大規模改造事業（質的整備、法令適合、空調設置、バリアフリー化等）
- 5 学校統合に伴う既存施設の改修事業
- 6 へき地教員住宅等の整備事業
- 7 屋外教育環境整備事業（グラウンド）
- 8 幼稚園施設の整備事業
- 9 防災機能強化事業
- 10 太陽光発電等導入事業
- 11 空調設備整備事業（空調設備整備臨時特例交付金）

※対象事業等については、今後国通知に基づき変更予定

### ★ 財政支援措置

交付金の算定割合は、2/7～2/3であり、対象事業、地域区分および財政力指数により異なる

### ★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない

### ★ 過去の事例等

多数あり

# 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立学校建物の新增築）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

公立小中学校における校舎・屋内運動場の新增築に要する経費の一部を国が負担し、教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

## ★ 対象事業

- 1 小中学校の校舎・屋内運動場の新增築事業
- 2 小中学校の統合による校舎・屋内運動場の新增築事業

## ★ 財政支援措置

### 【負担率】

- 1 小中学校の校舎・屋内運動場の新增築事業：1／2
  - 2 小中学校の統合による校舎・屋内運動場の新增築事業：1／2
- ただし、対象事業、地域区分により負担率の特例が設けられている

## ★ 留意事項等

小中学校校舎の新增築の場合には、教室不足であることが条件  
教室不足とは、次の①～⑥のいずれかが文部科学大臣が定める基準に達していない状態のことをいう

- ①普通教室の数 ②普通教室の総面積 ③特別教室の数 ④特別教室の総面積  
⑤多目的教室の総面積 ⑥多目的教室（及び少人数授業用教室）の総面積

また、統合の場合は、統合後の学級数が、適正な規模の学級数（12～18学級）になることが原則

## ★ 過去の事例等

- H26 越前市  
H28 福井市ほか1市  
R元 敦賀市  
R3 敦賀市ほか1町  
R5 福井市

# 学校施設災害復旧費国庫負担（補助）事業

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

公立学校施設の災害復旧に要する経費について、その一部を国が負担することで、速やかに施設の復旧を図り、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

- ・対象となる災害  
暴風、こう水、高潮、地震、大火、その他異常な現象により生ずる災害で国が定める基準を満たすもの
- ・対象となる学校施設  
建物、建物以外の工作物、土地、設備  
教員住宅、応急仮設校舎等

## ★ 財政支援措置

負担率（補助率）2／3

## ★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「文教施設災害実務ハンドブック」等により確認すること
- ・下記の災害復旧には適用されない
  - ① 被害が次の法定額未満（各学校ごと、各施設区分ごと）  
建物、工作物、土地：40万円 設備：30万円
  - ② 明らかな設計の不備または工事施工の粗漏に基因して生じたもの
  - ③ 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたもの
- ・復旧費は原型復旧するものとして算出することを原則とする

## ★ 過去の事例等

H24 越前市  
H29 鯖江市  
R3 福井市  
R5 永平寺  
R6 あわら市

# 理科教育設備整備費等補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 教育政策課 学校施設整備 G ☎ 0776-20-0564

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

理科、算数及び数学に関する教育を実施するための設備の整備等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって理科教育の振興に資することを目的とする。

## ★ 対象事業

- 1 小・中学校の理科、算数および数学設備の整備
- 2 理科観察実験支援事業

## ★ 財政支援措置

### 【補助率】

- 1 小・中学校の理科、算数および数学設備の整備：1 / 2
- 2 理科観察実験支援事業：1 / 3

## ★ 過去の事例等

H 2 3	福井市ほか 7 市町
H 2 4	敦賀市ほか 9 市町
H 2 5	福井市ほか 8 市町
H 2 6	福井市ほか 1 0 市町
H 2 7	福井市ほか 9 市町
H 2 8	福井市ほか 9 市町
H 2 9	福井市ほか 9 市町
H 3 0	福井市ほか 9 市町
R 元	福井市ほか 1 0 市町
R 2	福井市ほか 1 3 市町
R 3	福井市ほか 1 4 市町
R 4	福井市ほか 1 2 市町
R 5	福井市ほか 1 3 市町

# 学校運営支援員配置事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 教職員課 学校業務改善 G ☎ 0776-20-0563

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

教員の負担軽減を図るため、教員に代わって事務を行う学校運営支援員の配置に対して補助し、教員が児童・生徒の学習指導や教材研究等に専念できる環境を整備する。

## ★ 対象とする要件等

(対象者)

- ・「学校運営支援員」は、学校教育法施行規則第65条の7に該当する者で、会計年度任用職員として任用されている者。

(対象経費)

- ・学校運営支援員の報酬、期末勤勉手当

(その他)

- ・配置する学校の設置者が設置するこの事業が対象とする学校種の全ての学校において客観的な在校等時間の把握を適切に行うことを前提とすること。
- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)等を踏まえ、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の各地方公共団体の規則等への反映を前提とすること。
- ・配置する学校の設置者である各教育委員会のホームページ等において、設置する学校における働き方改革に係る取組状況を公表することを前提とすること。

## ★ 財政支援措置

(補助率)

補助対象経費の2/3以内

(事業期間)

平成30年度～

# 部活動指導員配置事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 教職員課 学校業務改善 G ☎ 0776-20-0563

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

教員の負担軽減を図るため、教員に代わって部活動の指導を行う部活動指導員の配置に対して補助し、外部人材を活用した部活動指導体制を支援する。

## ★ 対象とする要件等

(対象者)

- ・「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に該当する者で、会計年度任用職員として任用されている者。

(対象経費)

- ・部活動指導員の報酬および交通費・旅費  
※ただし、交通費は、以下の条件を満たす場合に限る。
  - ・人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している市町
  - ・交通手段が車（他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）

(その他)

- ・設置する中学校全体で、部活動ガイドラインを遵守していること。
- ・部活動指導員を配置する部活動に限らず、中学校全体においても、部活動ガイドラインを遵守していること。
- ・地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組みや部活動の適正化等を進めるための計画（工程表：当年度以降に実施する具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの）の策定に向けて設置した検討組織により、引き続き検討し、同計画を策定すること。
- ・部活動指導員を配置する学校の設置者が設置するすべての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。

## ★ 財政支援措置

(補助率)

補助対象経費の2/3以内

※国庫補助対象外経費（報酬の一部および旅費）は1/2以内

(事業期間)

平成30年度～

# 特別支援教育就学奨励費補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 高校教育課 特別支援教育室 ☎ 0776-20-0571

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

障がいのある児童および生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、小学校もしくは中学校への就学のため必要な経費についてその負担能力の程度に応じ国が一部を補助し、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

- ・ 公立小学校もしくは中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童もしくは生徒の保護者等
- ・ 特別支援学級へ就学する児童もしくは生徒の保護者等

## ★ 財政支援措置

市町の行う小学校および中学校への就学奨励事業 国庫1/2

## ★ 過去の事例等

H24 福井市ほか14市町  
H25 同上  
H26 同上  
H27 同上  
H28 同上  
H29 同上  
H30 同上  
R1 同上  
R2 同上  
R3 同上  
R4 福井市ほか15市町（※若狭町以外）  
R5 同上  
R6 同上

## 要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 生徒支援・人権教育 G ☎ 0776-20-0574

### ★ 事業主体

市町

### ★ 事業の目的および概要

教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して就学援助を行う市町に対して必要な支援を行う。

### ★ 対象とする要件等

（対象者）県内公立小中学校に就学する児童・生徒で、経済的な理由により生活保護法に基づく保護を受ける世帯を対象

※準要保護児童生徒との重複は不可

（対象経費）学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費等

※生活保護法による教育扶助等が行われている経費を除く

### ★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の1/2

※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）昭和62年度～



# 外国人児童生徒等支援事業

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 教科教育 G ☎ 0776-20-0667

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

日本語指導が必要な児童生徒の学習や学校生活に対するきめ細かな支援を行う。

## ★ 対象とする要件等

日本語指導が必要な児童生徒に教育支援を図るための経費

- ・ 日本語支援員の人件費
- ・ 多言語翻訳機の整備費（リースの場合のみ補助対象）

## ★ 財政支援措置

補助率 2 / 3 （国 1 / 3 県 1 / 3）

（事業期間）平成 3 1 年度～

## 環境・エネルギー教育支援事業

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 ふるさと教育 G ☎ 0776-20-0575

### ★ 事業主体

市町

### ★ 事業の目的および概要

環境・エネルギー教育について、市町における自主的な取組みを支援することにより、地域の特色に応じた実践を通して、児童・生徒の理解を深め、自ら考え、判断し、よりよく環境・エネルギー問題を解決する力を育成する。

### ★ 対象とする要件等

- (対象事業) 県内の小・中学校における環境・エネルギー教育に関する以下の事業  
見学会事業、講師派遣事業、資材・機材の活用経費  
(対象経費) 旅費、謝金、教材費、消耗品費等

### ★ 財政支援措置

(補助金額)  
補助率 10 / 10

(事業期間)  
平成 14 年度～

# 地域文化クラブ活動体制整備事業

所管省庁等：文部科学省、福井県

県主管課：教育庁 義務教育課 ふるさと教育 G ☎ 0776-20-0575

## ★ 事業主体

休日の文化部活動の地域移行に取り組む市町

## ★ 事業の目的および概要

市町が行う地域文化クラブ活動体制整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、福井県内公立中学校における休日の文化部活動の段階的な地域移行の推進を図ることを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

（対象事業）

- （１）市町の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等
- （２）地域移行に係る説明会開催
- （３）実技指導等を行う指導者の研修会開催
- （４）コーディネーター配置支援等体制整備
- （５）運営団体・実施主体の整備充実
- （６）指導者配置支援等体制整備
- （７）参加費用負担の支援

（補助の条件）

福井県教育委員会が定める「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえた事業を実施すること

## ★ 財政支援措置

（補助金額）

- ・補助対象経費の1/2以内の経費
- ※対象事業別に補助対象経費上限額を定める。

（事業期間）

- ・令和5年度～

## 被災児童生徒就学援助事業（学用品費等）

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 義務教育課 生徒支援・人権教育 G ☎ 0776-20-0574

### ★ 事業主体

市町

### ★ 事業の目的および概要

国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を活用し、能登半島地震等により被災した児童・生徒に対する就学支援を行う市町に対して必要な支援を行う。

### ★ 対象とする要件等

（対象者）能登半島地震等により被災し、県内公立小中学校に就学する児童・生徒  
※ただし、被災に伴い、経済的な理由により児童生徒の就学が困難となった世帯を対象とする（準要保護児童生徒の認定基準と同様）

（対象経費）学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費等

### ★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の10/10以内の経費  
※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）平成23年度～

# ふるさとの魅力発信推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 義務教育課 ふるさと教育 G ☎ 0776-20-0575

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

児童生徒が郷土の先人や歴史、自然、伝統・文化、観光資源等を学ぶとともに、地域の自然や文化等に関わる活動を通して地域の魅力に気づき、理解を深め、ふるさとを愛する心と社会に貢献する志を育成する。

## ★ 対象とする要件等

小中学生が自らの地域を探究し、地域の魅力を発信するCMを作成する際に係る探究活動費、CMづくりの活動経費を補助対象とする。

## ★ 財政支援措置

(補助金額、補助上限額)

- ・補助対象経費の1/2
- ・補助上限額 10万円(1校あたり)

(事業期間)

- ・令和3年度～

## ★ 留意事項等

- ・小学校においては、3年生から6年生が活動すること。その上で1, 2年生の活動への補助も認める。
- ・補助事業の実施期間は、補助事業者からの補助金交付申請書の提出を受け、県で内容の審査をし、交付決定通知書に定める日までとする。

# 福井県公立学校情報機器整備補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 義務教育課 教科教育 G ☎ 0776-20-0667

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

一人一台端末の更新を行い、小中学校段階における教育DXを確実に継続させ、協働的な学びや個別最適な学びをさらに推進する。

## ★ 対象とする要件等

小中学校で児童生徒が使用するタブレット端末の更新にかかる経費を補助対象とする。

## ★ 財政支援措置

(補助金額、補助上限額)

- ・ 補助対象経費の2/3
- ・ 補助上限額 補助基準額(5.5万円/台)の2/3

(事業期間)

- ・ 令和7年度～

# 文化財保存事業費国庫補助事業

所管省庁等：文化庁

県主管課：教育庁 生涯学習・文化財課 文化財 G ☎ 0776-20-0579

## ★ 事業主体

市町および文化財所有者（管理者）等

## ★ 事業の目的および概要

文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、国宝重要文化財等の保存・整備・公開活用および史跡等の買上げに対して経費の一部を補助する。

## ★ 対象事業等

- ① 建造物 調査・保存修理・防災施設・公開活用（1/2、ただし過疎地域および国有文化財は 65/100、他に補助事業者の事業規模指数に応じて補助率の加算あり）・買上げ（1/2）
- ② 登録有形文化財 保存修理に係る設計監理・公開活用（1/2）  
建造物
- ③ 美術工芸品 調査・保存修理・防災施設・公開活用（1/2、ただし過疎地域および国有文化財は 65/100、他に補助事業者の事業規模指数に応じて補助率の加算あり）
- ④ 記念物 調査・保存整備・史跡等保存活用計画策定・天然記念物再生事業（1/2）・天然記念物食害対策（2/3）
- ⑤ 埋蔵文化財 調査・活用支援推進（1/2）
- ⑥ 文化的景観 保護推進（1/2）
- ⑦ 伝統的建造物群 調査・保存修理・防災施設・買上・公開活用（1/2）
- ⑧ 指定文化財 管理（1/2、ただし、国有文化財については 4/5）
- ⑨ 無形文化財 伝承・公開（定額）
- ⑩ 民俗文化財 調査・修理・防災・伝承・活用（1/2）
- ⑪ 文化財保存技術 保存・伝承（定額）
- ⑫ 重要文化財等 防災施設等設置工事（1/2、ただし過疎地域および公有文化財は 65/100  
防災施設整備 （史跡名勝天然記念物事業は除く）。他に補助事業者の事業規模指数に応じた補助率加算（重要文化財及び重要有形民俗文化財の事業のみ）等あり
- ⑬ 史跡等購入 直接買上げ・先行取得（4/5）

## ★ 財政支援措置

補助対象経費の 50～85%の補助（補助事業者の財政力による）

## ★ 留意事項等

事業計画は、前年度の 5 月下旬頃と 11 月中旬頃県生涯学習・文化財課に提出。

## ★ 過去の事例等

令和 6 年度の主な事業 大安寺本堂他 7 棟（大安寺）：大安寺本堂他 7 棟保存修理事業  
史跡杣山城跡（南越前町）：史跡杣山城跡活用整備事業

## 国・県指定文化財保存修理等補助金 ほか

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 生涯学習・文化財課 文化財 G ☎ 0776-20-0579

### ★ 事業主体

市町および文化財所有者（管理者）等

### ★ 事業の目的および概要

文化財の保護と活用を図るために、県指定文化財の保存修理、無形民俗文化財の後継者育成、伝承支援等のため経費の一部を補助する。また、国指定等文化財の国庫補助事業の一部の経費を補助する。

### ★ 対象事業等

- ① 国指定文化財保存修理等補助金  
国指定文化財の保存修理等にかかる国庫補助残の 1/3 以内の定額を補助（史跡等購入の場合、国庫補助残の 1/2 以内の定額）、管理事業は補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助（ただし国庫補助額を含む）
- ② 県指定文化財保存修理等補助金  
県指定文化財の保存修理等にかかる補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助
- ③ 無形民俗文化財伝承支援事業補助金  
国・県指定の無形民俗文化財の後継者育成と伝承活動の活性化を図るため補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助
- ④ 重要伝統的建造物群保存地区整備促進事業補助金  
重要伝統的建造物群保存地区の保存のために所有者等が行う建築物や工作物等の修理事業等にかかる補助対象経費の一部を補助
- ⑤ 指定等文化財公開支援事業補助金  
指定文化財の公開・活用推進等に係る補助対象経費の 1/2 以内の定額を補助

### ★ 財政支援措置

国指定文化財保存修理等補助については、国庫補助残の 1/3 以内の定額（史跡等購入の場合、国庫補助残の 1/2 以内の定額）  
県指定文化財保存修理等補助については、補助対象経費の 1/2 以内の定額  
他の事業に関しては、補助対象経費の 1/2 以内の定額

### ★ 留意事項等

保存修理事業に関しては、毎年 8 月下旬に実施している予算編成のためのヒアリング時に計画書を提出。

他の事業については、年度当初に市町あて事業計画を照会。

### ★ 過去の事例等

令和 6 年度の主な事業実績  
若狭彦神社保存修理事業  
高浜七年祭曳山修理事業



# 重要伝統的建造物群保存地区整備促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 生涯学習・文化財課 文化財 G ☎ 0776-20-0579

## ★ 事業主体

市町および文化財所有者等

## ★ 事業の目的および概要

県内の重要伝統的建造物群保存地区の整備に積極的な支援措置を講じることにより、その集中的な整備を進め、地区内の歴史的景観の保護と観光客の増加による交流人口の拡大を図る。

## ★ 対象とする要件等

重要伝統的建造物群保存地区の保存のために、市町が行う事業または所有者等が行う事業で、建築物や工作物等の修理事業および当該環境を保存するため必要と認められる物件の管理、修理、修景または復旧に要する経費を補助する。

### 1 市町が行う事業の場合

補助対象経費の 2.5/10 以内の定額

### 2 所有者等が行う事業の場合

#### ① 修理事業

所有者等が行う事業の補助対象経費の 2/10 以内の定額（ただし、2,000 千円を限度とする。）

#### ② 修景事業

所有者等が行う事業の補助対象経費の 1.5/10 以内の定額（ただし、1,000 千円を限度とする。）

#### ③ 防災（近隣火災通報システム）事業

所有者等が行う事業の補助対象経費の 1.75/10 以内の定額

## ★ 財政支援措置

補助対象経費の 2/10～1.5/10 の補助

## ★ 留意事項等

毎年 8 月下旬に実施している予算編成のためのヒアリング時に計画書を提出。

## ★ 過去の事例等

小浜市：小浜西組

若狭町：熊川宿

南越前町：今庄宿

## 学校施設環境改善交付金（学校体育施設整備事業）

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

### ★ 事業主体

地方公共団体

### ★ 事業の目的および概要

義務教育諸学校に係る体育諸施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、学校体育諸施設の整備促進を図り、学校教育活動の円滑な実施及びスポーツの振興に寄与する。

### ★ 対象事業

- ① 水泳プール新改築事業  
屋内又は屋外の学校水泳プール（一般型・浄水型）を新築又は改築する事業
- ② 水泳プール上屋新改築事業  
屋外の学校水泳プールの利用時間の延長等を図るため、上屋を新築又は改築する事業
- ③ 水泳プール耐震補強事業  
既設の学校水泳プールの耐震補強のため、給排水管等の免震処理、設備機器の固定、水槽のFRP、ステンレス化等を行う事業
- ④ 中学校武道場新改築事業  
中学校等の武道場（柔道場、剣道場、弓道場等）を新築又は改築する事業

### ★ 財政支援措置

交付金算定割合：1／3（ただし、地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては1／2）

### ★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない

## 学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備事業）

旧事業名：安全・安心な学校づくり交付金（～H22）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

### ★ 事業主体

地方公共団体

### ★ 事業の目的および概要

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設の整備に要する経費の一部を支援し、その促進を図る。

### ★ 対象事業

- ① 学校給食施設の新增改築  
学校給食を開設するため給食施設をドライシステムにより新增築する事業  
老朽化等により給食施設をドライシステムにより改築する事業
- ② 炊飯給食施設の新增築  
炊飯給食を実施するため炊飯給食施設をドライシステムにより新增築する事業
- ③ アレルギー対策室の新增改築  
学校給食におけるアレルギー対応のためアレルギー対策室をドライシステムにより新增改築する事業

### ★ 財政支援措置

交付金算定割合： 新增築 1／2  
改築 1／3

### ★ 留意事項等

- ・対象となる要件の詳細は、「公立学校施設整備事務ハンドブック」および「公立学校施設関係法令集」等により確認すること
- ・交付を受けるためには、文部科学省告示の基準に基づき、必要事項を記載した「施設整備計画」を作成し、国に提出しなければならない

## 要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

### ★ 事業主体

市町

### ★ 事業の目的および概要

教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して就学援助を行う市町に対して必要な支援を行う。

### ★ 対象とする要件等

（対象者）県内公立小中学校に就学する児童・生徒で、経済的な理由により生活保護法に基づく保護を受ける世帯を対象  
※準要保護児童生徒との重複は不可

（対象経費）医療費、学校給食費

### ★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の1/2  
※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）昭和62年度～

## 被災児童生徒就学援助事業（医療費・学校給食費）

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

### ★ 事業主体

市町

### ★ 事業の目的および概要

国の「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を活用し、東日本大震災等により被災した児童・生徒に対する就学援助を行う市町に対して必要な支援を行う。

### ★ 対象とする要件等

（対象者）東日本大震災等により被災し、就学困難な状況になった県内公立小中学校に在籍する児童・生徒（準要保護児童生徒の認定基準と同様）

（対象経費）医療費、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費

### ★ 財政支援措置

（補助金額）市町が援助した額の10/10以内の額

※補助率は国の定めるところによる

※別途国が通知する児童生徒1人当たりの単価による上限額あり

（事業期間）平成23年度～

# 部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金

所管省庁等：文部科学省

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

## ★ 事業主体

休日の運動部活動の地域移行に取り組む市町

## ★ 事業の目的および概要

公立の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部において、部活動の地域移行に必要な環境整備をするために必要とする経費を地方公共団体に対して補助することにより、将来にわたり子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会の確保を実現させることを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

(対象事業)

公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部を含む）に対し、休日の地域スポーツクラブ活動に必要な環境整備のために行った以下の工事

- (1) 動線整備・セキュリティ強化工事
- (2) 出入口整備工事
- (3) 用具庫整備工事

(補助の条件)

- (1) 補助対象施設の利活用に係る計画を提出すること。
- (2) 休日の地域スポーツクラブ活動で使用するための工事であること。

## ★ 財政支援措置

(補助金の額)

- (1) 工事費：補助対象経費の1/3
- (2) 事務費：(1)の1/100

## ★ 留意事項等

- ・ 上限額：学校単位で400万円  
下限額：学校単位で100万円、設置者単位で400万円
- ※学校単位で100万円を超えている場合でも、設置者単位で400万円に満たない場合は、申請不可のため注意すること
- ・ 地域文化クラブ活動のみで使用する施設の整備・改修は対象外

# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

所管省庁等：文部科学省、福井県

県主管課：教育庁 保健体育課 学校体育 G ☎ 0776-20-0594

## ★ 事業主体

休日の運動部活動の地域移行に取り組む市町

## ★ 事業の目的および概要

市町が行う地域運動部活動体制整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、福井県内公立中学校における休日の運動部活動の段階的な地域移行の推進を図ることを目的とする。

## ★ 対象とする要件等

（対象事業）

- （１）市町の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等
- （２）地域移行に係る説明会開催
- （３）実技指導等を行う指導者の研修会開催
- （４）コーディネーター配置支援等体制整備
- （５）運営団体・実施主体の整備充実
- （６）指導者配置支援等体制整備
- （７）参加費用負担の支援

（補助の条件）

福井県教育委員会が定める「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえた事業を実施すること

## ★ 財政支援措置

（補助金の額）

補助対象経費の 1 / 2

※対象事業別に補助対象経費上限額を定める。

# 子どもの目と歯の健康プロジェクト事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 保健体育課 学校保健安全 G ☎ 0776-20-0384

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

歯科保健に対する意識を向上させるとともに、う歯治療勸奨の機会を増やし、う歯処置完了率を向上させるため、春の歯科検診に加え、秋に歯科追加検診を実施する市町に対して必要な支援を行う。

## ★ 対象とする要件等

県内公立小学校 1 年生および 4 年生の児童を対象として実施する秋の歯科追加検診

## ★ 財政支援措置

(対象経費) 検診を行う歯科医師に対する報酬・報償費

(補助率) 1 / 2  
(児童 1 人当たりの補助対象経費の上限は 200 円)

(事業期間) 平成 27 年度～



# ふくいの食育推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：教育庁 保健体育課 学校保健安全 G ☎ 0776-20-0384

## ★ 事業主体

市町

## ★ 事業の目的および概要

小中学校における地場産食材を活用した「地場産プラスワン給食」による食育を支援することにより、ふるさとの歴史や文化等を学ぶ「食育」を推進する。

## ★ 対象とする要件等

(補助の条件)

- ・市町においても、「地場産プラスワン給食」の実施数と同回数の地場産給食による食育を実施していること。
- ・プラスワン食材を除いた状態で、1日あたりの食材費の目安となる額を上回っていること（食材費は、保護者負担額と市町補助額を合わせた額とする。）。

## ★ 財政支援措置

(対象経費) 「地場産プラスワン給食」の実施にかかる経費

(補助率) 定額  
(児童生徒1人当たりの補助対象経費の上限は600円/年、100円/食)

(事業期間) 令和7年度～